

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間における電話相談所の開設について

友だちからのいじめやSNSに悪口を書き込まれたなど、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みについて、どなたでもお気軽にご相談ください。

秘密は厳守します!!

日 時 8月26日(金)から9月1日(木)まで
月曜日から金曜日は8時30分から19時まで
土・日曜日は10時から17時まで
(上記強化週間以外の日でも、平日の8時30分から17時15分まで相談に応じています)

電話番号 子どもの人権110番 0120-007-110(フリーダイヤル)
※携帯電話からもかけられます。

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは [インターネット人権相談](#) [検索](#)

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページにアクセスできます。



子どもの人権SOSミニレター事業について

秘密は厳守します!!

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、県内の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

ミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、切手を貼らなくても岐阜地方法務局に届きます。

人権擁護委員や法務局職員が手紙を読み、子どもたちが今何を悩んでいるのか、どうすれば子どもたちの悩みが解消されるのか、一緒に悩み、寄り添い、考えて返事を書きます。その返事を読んだことで子どもたちが、少しでも悩みから抜け出すことができるような手助けをしていきたいと考えています。

また、子どもたちに返事を出すときには、新しいミニレターを必ず同封していますので、一度相談した子どもたちの手元には常にミニレターがあり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば「子どもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。

※ミニレターが手元になく、希望される場合は「子どもの人権110番」0120-007-110(フリーダイヤル)までご連絡ください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

防災行政無線などを用いた情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた試験で、養老町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

1 訓練実施日時 8月10日(水) 11時頃

2 訓練で行う放送内容



情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線(戸別受信機も含む)から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、こうほうようろうです。」 + 下りチャイム音

(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問 総務課 ☎32-1101